

29) 品目名：集成材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を材料としていないこと。 2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	JAS（集成材）に適合していること。 ただし、上記規格の一部が適合しない場合であっても合理的な 理由が明確に示される場合は、この限りでない。
循環資源の配合率	木質部の材料として、循環資源を100%（重量割合）使用し ていること。 ただし、上記配合率未滿であっても合理的な理由が明確に示さ れる場合は、この限りでない。

平成22年2月24日制定